

令和6年第2回東広島市議会定例会

議

案

そ の 2

令和6年6月

議案第 7 7 号

請負契約の締結について

令和 6 年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設造成工事その 2 の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 7 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 6 年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設造成工事その 2

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

1 億 5, 6 7 5 万円

4 契約の相手方

東広島市豊栄町安宿 5 0 1 5 番地の 5

株式会社東豊建設

代表取締役 一 楽 日 月

(提案理由)

令和6年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設造成工事その2の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

